

## 川崎市上下水道局広報印刷物等広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局（以下「局」という。）において発行する広報印刷物等へ広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広報印刷物等 広報を目的として、局が発行する刊行本、パンフレット、リーフレット、ちらし、地図、ポスター、広報紙その他これらに類する印刷物及び一般の印刷物をいう。
- (2) 広告掲載希望者 広告取扱業者を通じないで、広報印刷物等に広告料を負担して広告掲載を希望する者をいう。
- (3) 広告取扱業者 広告主の募集及び選定を行う者であって、川崎市の業者登録を行っている者をいう。
- (4) 広告主 広告取扱業者を通じて、広報印刷物等に広告を掲載しようとする者をいう。

### (広告掲載の決定)

第3条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、広報印刷物等ごとに、当該広報印刷物等に広告を掲載することの適否を決定する。

### (広告スペース)

第4条 前条の規定により、広告を掲載することとした広報印刷物等における広告スペースは、原則として広報印刷物等全体の面積の15パーセント以内であって、当該広報印刷物等における本来の目的を阻害しない範囲とする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 広告を掲載する位置は、当該広報印刷物等における本来の目的を阻害しない位置とする。

(掲載基準)

第5条 広報印刷物等に掲載する広告は、広報印刷物等の品位を損なわないものとし、次の各号に基づき管理者が別に定める基準（以下「掲載基準」という。）に該当するものは掲載しない。

- (1) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (2) 政治又は宗教に関連するもの
- (3) 個人若しくは団体の意見広告又は名刺広告
- (4) その他掲載が好ましくないと管理者が認めるもの

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、川崎市上下水道局契約規程（昭和41年川崎市水道局規程第28号。以下「契約規程」という。）に定めるところにより、川崎市上下水道局ホームページ等を用いて行うものとする。

2 広告の募集を行う対象者は、広告掲載希望者又は広告取扱業者とする。

(広告の申込み)

第7条 前条第2項に規定する者が、広告掲載の申込みをしようとするときは、広告掲載申込書（第1号様式）に必要な書類を添付して、管理者が指定する期日までに管理者に提出するものとする。

(広告掲載者等の決定)

第8条 管理者は、広報印刷物等又は広告スペースごとに、広告掲載希望者の中から広告を掲載する者を、広告取扱業者の中から当該広報印刷物等又は当該広告スペースにおいて広告主の募集及び選定を行う者を決定し、当該決定者に対しては、広告掲載者等決定通知書（第2号様式）により通知する。

2 前項に規定する広告を掲載する者及び広告主の募集及び選定を行う者（以

下「広告掲載者等」という。)の決定は、契約規程の定めるところにより行うほか、広告を掲載する者の決定については掲載基準に従うものとする。

(広告主の募集及び選定)

第9条 前条第1項の規定により、広告主の募集及び選定を行う者となった広告取扱業者は、掲載基準に従い、広告主の募集及び選定を行うものとする。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告掲載者等は、管理者が指定する期日までに広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第11条 広告掲載料は還付しないものとする。ただし、局の都合により広告を掲載できなくなったときは、この限りでない。

(広告原稿の作成)

第12条 広告掲載者等は、掲載基準に従い広告原稿を作成し、管理者が指定する期日までに管理者に提出しなければならない。

2 広告掲載者等は、広告原稿の作成に当たっては、あらかじめ広告内容について管理者と協議するものとする。

(広告掲載者等の取消し)

第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載者等の決定を取り消すことができる。

(1) 管理者が指定する期日までに広告掲載料を納入しないとき又は広告原稿を提出しないとき。

(2) その他管理者が、掲載基準に従い、広告掲載者等として不適当となったと認めるとき。

(広告掲載の決定)

第14条 管理者は、広告原稿の内容を審査し、当該広告の掲載の適否を決定

する。

(審査機関)

第15条 広告の掲載に関する疑義を審査するため、上下水道局広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の委員は、経営戦略室の経営戦略・企画調整担当の担当課長、経営戦略室の広報戦略担当の担当課長、庶務課長、管財課長、財務課長、財務課の下水道財務・財源担当の担当課長、水道管理課長及び下水道管理課長をもって充てる。

3 審査委員会の委員長は、経営戦略室長とし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第16条 審査委員会の庶務は、経営戦略室において処理する。

(掲載の取消し)

第17条 管理者は、掲載基準に従い、広告を掲載することが不適当となったと認めるときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(損害の賠償)

第18条 第13条に規定する広告掲載者等の決定の取消し又は前条に規定する広告の掲載の決定の取消しにより、広告掲載者等又は広告主に損害が生じた場合において、本市は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の上下水道局広報印刷物等広告掲載要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続き使用することができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の川崎市上下水道局広報印刷物等広告掲載要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続き使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

|     |
|-----|
| 決裁欄 |
|-----|

広告掲載申込書

年 月 日

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

（申請者）  
住所又は所在地  
氏名又は法人名  
代表者氏名

川崎市上下水道局発行の広報印刷物等への広告掲載について、次のとおり申し込みます。

|              |  |
|--------------|--|
| 印刷物等の名称<br>等 |  |
|--------------|--|

|        |       |  |
|--------|-------|--|
| 広告主    |       |  |
| 広告の概要  |       |  |
| 担当者連絡先 | 会社名   |  |
|        | 所 属   |  |
|        | 氏 名   |  |
|        | 電 話   |  |
|        | F A X |  |

※広告掲載申込書の提出に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 会社概要書
- (2) 市税の納入を証明できる書類
- (3) 水道料金等領収書写し、工業用水道料金の領収書写し又は下水道使用料の領収書写し
- (4) 広告原稿案

様宛

川崎市上下水道事業管理者

広告掲載者等決定通知書

年 月 日付で申し込みのありました次の印刷物等への広告掲載について、川崎市上下水道局広報印刷物等広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第8条に基づき広告掲載者に決定しました。

ついては、1、2について次のとおり期限内に履行されますよう通知します。

なお、履行されない場合には、要綱第13条の規定に基づき決定を取り消す場合があります。

|              |  |
|--------------|--|
| 印刷物等の名称<br>等 |  |
|--------------|--|

1 広告掲載料納入について

(1) 広告掲載料

(2) 納入期限 年 月 日

(3) 納入方法 納入通知書による納入

2 版下原稿提出について

(1) 提出期限 年 月 日

(2) 提出方法

(3) 提出先

※版下原稿提出に当たっては(3)の担当員と協議のうえ提出すること。